

令和 7 年第 4 回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 4 月 9 日（水） 午後 3 時

2 開催場所 五所川原市役所 2 階 会議室 2 B、2 C

3 出席委員 17 名

会 長

20 番 森 義博

委 員

1 番	今 貴洋	2 番	山形 浩一
3 番	角田 里美	4 番	宮崎 尚彦
5 番	伊藤 美穂子	6 番	鳴海 正
7 番	外崎 高逸	9 番	石岡 雅樹
10 番	小林 達英	11 番	佐藤 善一
13 番	工藤 昇	15 番	相馬 孝雄
16 番	柳原 一夫	17 番	白戸 裕丈
18 番	中谷 徳善	19 番	小山内 清人

欠 席

8 番	乗田 栄一	12 番	一戸 孝志
14 番	佐藤 敬道		

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 号の規定による通知書の受理について

報告第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤元 大季

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 7 年第 5 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 17 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
議事録署名者には、13 番 工藤昇 (くどうのぼる) 委員、15 番 相馬孝雄 (そうまたかお) 委員のご両名を指名いたします。
また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、秋村金木支所長、奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告させていただきます。

参 与 令和 7 年 3 月 26 日午前 9 時 30 分から、市役所 2 階会議室においてあっせん委員会を行い、金谷 広大 推進委員と事務局であっせんにあたり、3 条有償移転事業 12 件を適正に処理しました。

また、令和 7 年 3 月 31 日午後 2 時から、佐藤敬道 委員、佐藤伸一 推進委員で市浦地区の 5 条転用 1 件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転17件、無償所有権移転6件、賃貸借権設定4件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第25号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第25号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第25号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第26号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 14 ページをご覧ください。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、賃借権設定1件です。

15 ページをご覧ください。

1 番 磯松磯野、田1筆、1,591 m²

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用目的は風況観測塔の設置です。

申請地は、市浦総合支所から北西へ約 1.5km に位置し、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることからその他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

申請人は風力発電所の検討にあたり、計画予定地に風況観測塔を設置し、風況データを収集するため、今回の申請に至りました。土地利用計画、農地復元計画については、添付書類により妥当と判断され、風況観測塔建設に伴う大規模な造成工事や水道工事は行わないため、周辺農地等へ悪影響はないものと判断でき、また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については 16 ページ、現地調査時の写真等については 17 ページをご覧ください。

議 長 議案第 26 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 26 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 26 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 18 ページをご覧ください。

議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 20 件、再配分 4 件、売買 5 件です。

19 ページから 29 ページまでの 20 件については、一括方式による促進計画で、30 ページから 31 ページまでの 4 件については、受け手変更による再配分の促進計画となります。また、32 ページから 33 ページまでの 5 件については、農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により５月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第２７号についての説明が終わりました。
議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第２７号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、議案第２７号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案第２５号から議案第２７号まで全ての審議が終了いたしました。
報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。